

第48回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成30年5月28日（月）10時00分～11時30分

場 所 生駒市役所 403・404会議室

【出席者（敬称略）】

〔委 員〕 下村敏博、吉川正史、村岡悠子、中村幹雄、藤尾清司、岡島保弘、
松岡克己、森脇誠司

〔実施機関〕 財政経営課長：岡田敬、同課課長補佐：小澤将之、広報広聴課長：小林弘幸、
選挙管理委員会事務局局長補佐：久保悟史、同事務局係長：松本淳也、
総務課課長補佐：小北敦志

〔事 務 局〕 総務部長：大西清隆、総務課長：西田幸彦、同課主幹：立田久美子、
同課情報統計係：塚美代子

【議 題】

- 1 委嘱式
- 2 委員の紹介
- 3 会長と副会長の選任について
- 4 【諮問案件】 財務会計システムのクラウド化に伴い、民間のデータセンターと実施機関（生駒市長）の個人情報を処理する電子計算機とを専用回線等で結合することについて（財政経営課）
- 5 【報告案件1】 在外選挙人住所確認システムの運用に伴う通信回線による結合について（選挙管理委員会事務局）
【報告案件2】 本市 Web サーバを設置しているデータセンターの変更について（広報広聴課）

【審 議 事 項】

- 1 委嘱式
事務局から委員全員に委嘱状の交付があった。
- 2 委員の紹介
事務局から委員の紹介があった。

3 会長と副会長の選任について

[結論]

全員一致により会長に下村委員、副会長に吉川委員を選出した。

[審議経過]

これまで会長を務めていただいた下村委員に会長を、副会長に吉川委員にお願いしてはどうかとの意見があった。

4 財務会計システムのクラウド化に伴い、民間のデータセンターと実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機とを専用回線等で結合することについて（財政経営課）

[結論]

適当なものとする。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である財政経営課より、新財務会計システムを導入するにあたり、庁内サーバのクラウド方式への移行及び民間のデータセンターとの通信回線を用いた結合の導入についてその経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 現行の財務会計システムの保守期間が平成32年6月で終了することに伴い、現行の機能（予算編成、会計処理、決算資料の作成等）に地方公会計システムとの連携機能を追加した新システムを構築し、庁内に設置しているサーバを災害等の発生時にも早期復旧対応が可能なクラウド方式に移行することにより、民間のデータセンターに設置する。
- ・ 業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式で選定し、財務会計システムのサーバをクラウド化することにより必要となる、民間のデータセンターと庁内の電子計算機と結合する回線は、専用回線等セキュリティの高い回線を使用する。
- ・ 取り扱う個人情報は、謝礼等の源泉徴収や支払関係等の債権情報である個人の氏名、住所、振込先、特定個人情報等の情報である。
- ・ 利用開始は、平成31年10月に予算編成業務を稼働、平成32年4月以降全面稼働を予定している。

○ 質疑

- Q 地理的条件の違う2か所にサーバを設置することで、災害時でも業務が滞ることなく、運用ができると思われませんが、データセンターは複数あるのですか。

A 業者によりデータセンターの数は異なると思われます。バックアップは行います。

Q 災害、停電等の発生時のシミュレーションは行われるのでしょうか。個人情報の保護については、仕様書のセキュリティ要件で充分なのでしょうか。

A データセンター要件の災害対策の方法等については、業者選定の際に、業者からの提案書を確認し、プレゼンテーション時にも内容を審査していきます。

Q データ移行等を外部に委託することだが、人的セキュリティは担保できるのでしょうか。情報漏えいした場合は、損害賠償請求額等具体的に決められるのでしょうか。

A 他のクラウド契約等を参考に個人情報漏えいに関する事項についても契約に規定していきます。

Q 費用面ではどのように変わりますか。

A 庁内サーバで運用する場合5年ごとにサーバの入替が必要でしたが、その費用が不要となります。

Q 他市町村はどのような状況ですか。

A 全国的に財務会計システム更新の際は、クラウド化の方向になってきています。

○ 附帯意見

システムの運用にあたっては、個人情報の漏えい、滅失、損傷等のないよう、常に最善のセキュリティ対策を講じ、人的リスクに備え、契約時に具体的な対策を行ってください。

5 【報告案件1】在外選挙人住所確認システムの運用開始の伴う通信回線による結合について
(選挙管理委員会事務局)

在外選挙制度（海外在住の方が、海外で国政選挙に投票できる制度）で、海外に3ヶ月居住していれば、在外公館で在外選挙人名簿への登録申請が可能であるが、公職選挙法が一部改正され、既存の登録申請に加え、市区町村の選挙人名簿に登録されている方が、国外に転出するまでに当該選挙管理委員会において在外選挙人名簿への移転登録申請が可能となった。その業務を在外選挙人住所確認システムで行うため、平成30年6月1日から選挙管理委員会の電子機器と外務省の電子機器とをL G W A N回線及び政府共通ネットワークで接続することについて、選挙管理委員会事務局から報告があった。内容については、法改正により全国一律に行う業務であること、オンライン結合により登録までの期間が大幅に短縮され、利用者のサービス向上になること、システム利用者の限定、データの暗号化等のセキュリティ対策が確保されており、平成19年議答申個第26号の包括諮問事項の類型に該当す

るため、報告案件とし説明を受けた。

【報告案件2】本市 Webサーバを設置しているデータセンターの変更について（広報広聴課）

市のホームページ用Webサーバは、生駒市以外の者が管理するデータセンターに設置しているが、平成27年10月のホームページリニューアルに伴い、データセンターの運営会社が変わったため、データセンターの設置場所も変更になったことについて、事務局から報告があった。内容については、サーバを管理しているデータセンターは、常に最善のセキュリティ対策を講じており、お問い合わせフォームやアンケートフォーム等に個人情報を入力するページは、SSL通信（暗号化）等によりセキュリティが確保されていること、本市個人情報保護条例の施行前の平成9年から既にクラウド化を行っていることから、報告案件とし説明を受けた。

6 その他

平成29年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況を6月15日号の広報誌と本市のホームページに掲載する旨を事務局から報告があった。

7 閉会